

(傍線部分は改正部分)

い旨の定めがあるときは次の①又は②の区分に応じ、  
当該①又は②に定める期間

- ① 権利申出公告がされていることが明らかでないとき  
業保証供託原因消滅事由の発生後、公告免除期間を経過した日から起算して10年  
② 権利申出公告がされていることが明らかなどき  
次のa又はbの区分に応じ、当該a又はbに定める期間

a 公告をした権利申出期間が明らかなどき 権利申出公告がされた日から公告をした権利申出期間の経過後、取戻請求ができるようになつた日から起算して10年

b 業保証供託原因消滅事由の発生後、権利申出をするため必要な最低限の期間を経過した日から起算して10年

(1) (ア)の定めがないときは次の①又は②の区分に応じ、  
当該①又は②に定める期間

① 公告をした権利申出期間が明らかなどき  
出公告がされた日から公告をした権利申出期間の経過後、取戻請求ができるようになつた日から起算して10年

② 公告をした権利申出期間が明らかでないとき  
業保証供託原因消滅事由の発生後、権利申出をするため必要な最低限の期間を経過した日から起算して10年

附則(平成28年7月14日法務省民商第114号)

(新設)

1 (施行期間)  
この通達による改正後の取扱要領は、平成28年7月14日から施行する。

2 (収入納付をした供託事件の取扱い)  
この通達においては、払渡請求を認可する場合を除き、回復の手続をすることを要しない。  
また、供託官は、この通達による取扱要領の改正の施行前に収入納付をした供託事件について、払渡請求を受けたときは、この通達による取扱要領の改正の施行前に受けた払渡請求を了結する。この通達による改正後の取扱要領により、消滅時効の完成の有無について審査する。